

元 食 農 審 第 69 号  
令 和 元 年 11 月 1 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

食料・農業・農村政策審議会  
会長 高野 克己

答 申

令和元年 5 月 27 日付け元経営第 151 号をもって諮問のあった事項については、下記のとおりとする。

記

1 「1 家畜共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙 1）について」

適當と認める。

2 「2 家畜共済診療点数表の改定の考え方（別紙 2）について」

適當と認める。なお、家畜共済診療点数表の改定に当たっては、別添の意見を適切に反映することとする。

3 「3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法（別紙 3）について」

適當と認める。ただし、収載できる医薬品の基準については、別添の意見を反映した家畜共済診療点数表の改定に合わせて、所要の変更を行うこととする。

## (別添) 家畜共済診療点数表の改定に関する意見

### 1 家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直し

- (1) [第1診察料] の種別に「初診」を追加する。
- (2) [第6処置料] の種別に「関節洗浄」を追加する。
- (3) 「洗浄」の「眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄及び膣洗浄」に「包皮洗浄」を追加する。
- (4) [第6処置料] の種別に「静脈内灌流法」を追加する。
- (5) [第6処置料] の種別に「点眼」を追加し、これに伴い、「眼洗浄」の備考を削除する。
- (6) [第6処置料] の種別に「点耳」を追加する。
- (7) [第8手術料] の種別に「膀胱穿刺」を追加する。
- (8) [第3文書料] の「指導書」及び[第7指導料]の「指導」を削除する。
- (9) [第6処置料] の「瀉血」を削除する。
- (10) 「往診」の備考に、1戸であっても異なる場所を連続して往診した場合であっても、往診距離として計算できることを規定する。
- (11) 「薬治」の備考1を「医薬品を畜主に交付することをいう。」に変更する。
- (12) 「細菌分離培養検査」の備考に、臨床型乳房炎について選択培地を用いた場合及び増菌培地を用いた場合の増点を規定する。
- (13) 「血液生化学的検査」の備考に、ポータブル測定器を用いて血液中のβヒドロキシ酪酸を測定した場合及びポータブル測定器を用いて血液中の血液ガスを測定した場合の規定を追加する。
- (14) 「血液生化学的検査」の備考に、血球数自動計数装置により血色素量を測定した場合は、本種別の点数を適用しないことを規定する。
- (15) 「血清学的検査」を「ELISA検査」、「ラテックス凝集反応検査」、「血球凝集反応検査」、「沈降反応検査」及び「その他の血清学的検査」に分類する。
- (16) [第4検査料] の種別に「PCR検査」を追加する。
- (17) 「外傷治療」、「その他の外科的処置」及び「切開手術」の備考に、ギプス包帯を使用した場合及びギプスを除去した場合の規定を追加する。
- (18) 「切開手術」の備考に、伸縮性接着包帯を使用した場合の規定を追加する。
- (19) 「開腹」の「その他の開腹」の備考について、適用範囲を削除し、剥離、切除等の処置を行った場合の増点について規定する。
- (20) 「開腹」の「その他の開腹」の備考を変更することに伴い、「ヘルニア整復」の備考より、感染を伴う臍帶遺残構造物の摘出を行った場合の規定

を削除する。

- (21) 「子宮捻転整復」の備考に、開腹により整復した場合の増点については、「胎児の回転法」の点数に加算することを明記する。
- (22) 「鎮静術」の備考の適用範囲に「超音波検査」を追加する。
- (23) 「開腹」の「腸管手術」の備考に、馬の結腸捻転の整復を行った場合の増点を規定する。
- (24) 「骨折整復」の「観血整復術」の備考に、骨接合版を除去した場合の規定を追加する。

2 家畜共済診療点数表中のA種点数（規則第166条の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）の見直し

- (1) 「臍脱整復」について、陰門縫合を行った場合の点数を引き上げる。
- (2) 「開腹」の「その他の開腹」について、備考にある適用範囲を削除し、剥離、切除等の処置を行った場合の増点について規定することに伴い、点数を引き下げる。
- (3) 「骨折整復」の「観血整復術」の備考に、骨接合版を除去した場合の規定を追加することに伴い、点数を引き下げる。

3 家畜共済診療点数表中のB種点数（規則第117条の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）とA種点数との差の見直し

- (1) 「開腹」の「その他の開腹」について、備考にある適用範囲を削除し、剥離、切除等の処置を行った場合の増点について規定することに伴い、点数を引き下げる。
- (2) 「骨折整復」の「観血整復術」の備考に、骨接合版を除去した場合の規定を追加することに伴い、点数を引き下げる。